

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月12日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・ボンド&ローン・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・ボンド&ローン・ファンド

(以下「ファンド」といいます。)

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に1.1%（税抜1.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

一般コース (分配金を受取るコース)	100万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)
自動けいぞく投資コース (分配金が再投資されるコース)	100万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2019年11月13日から2020年11月11日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先

までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の２つの申込方法があります。

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）

への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

米国市場で流通する米国ドル建てのハイ・イールド・コーポレート・ボンドおよび米国市場で流通する米国ドル建てのハイ・イールド・コーポレート・ローンに主として投資を行ない、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

各前期末までに金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に各期の目標分配額を定め、その目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本とします。

2ヵ月毎の決算時(原則1、3、5、7、9、11月の各15日、同日が休業日の場合は翌営業日)に、原則として期中の利子・配当収入(経費控除後)等の範囲内で、安定的な分配を行なうことを基本とします。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(ノムラ・ボンド&ローン・ファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回		
中小型株	年4回	日本	
債券		北米	あり
一般	年6回		(フルヘッジ)
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	
()	日々		
不動産投信	その他	中南米	なし
その他資産	()	アフリカ	
()		中近東	
		(中東)	
資産複合		エマージング	
(債券、金銭債権)			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

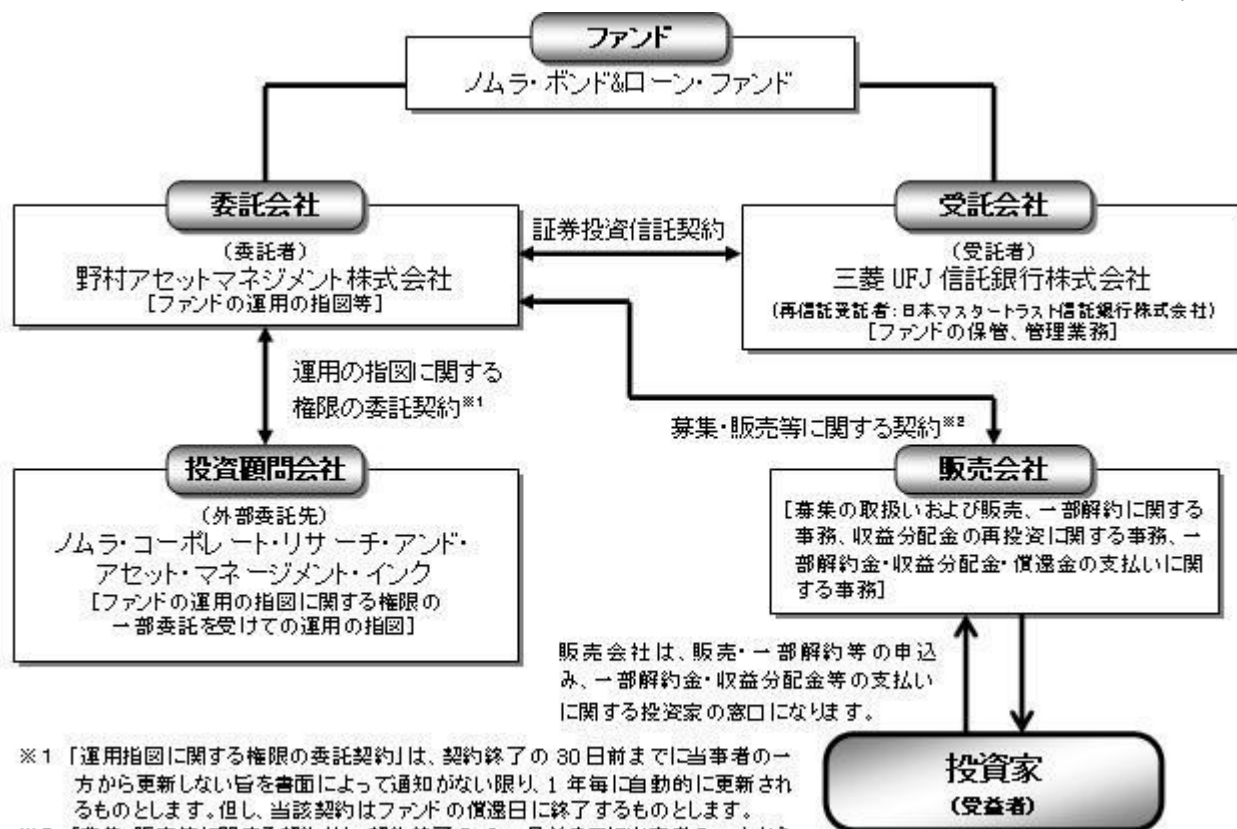
[特殊型]

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

1999年10月8日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

委託会社の概況(2019年9月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 高水準のインカムゲインの獲得を目指すために、ハイ・イールド・コーポレート・ボンドおよび八

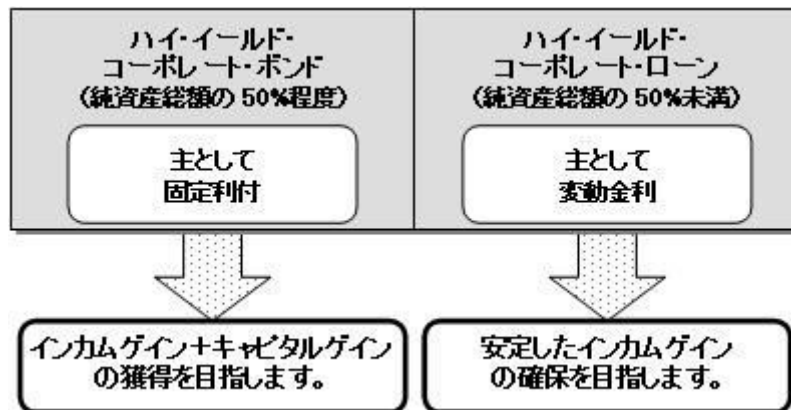
イ・イールド・コーポレート・ローンにバランスよく投資を行いません。

純資産総額の50%程度を目処にハイ・イールド・コーポレート・ボンドに投資し、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

ハイ・イールド・コーポレート・ボンドへの投資にあたっては、主として固定利付のハイ・イールド・コーポレート・ボンドに投資します。

純資産総額の50%未満の範囲内でハイ・イールド・コーポレート・ローンに投資し、安定したインカムゲインの確保を目指します。

ハイ・イールド・コーポレート・ローンへの投資にあたっては、主として変動金利のハイ・イールド・コーポレート・ローンに投資します。



固定利付主体のハイ・イールド・コーポレート・ボンドと変動金利主体のハイ・イールド・コーポレート・ローンにバランスよく投資することにより、金利変動による基準価額の変動リスクを抑えつつ、高水準のインカムゲインの獲得を目指します。

通常の場合においては、ハイ・イールド・コーポレート・ボンドおよびハイ・イールド・コーポレート・ローン各々への投資比率を高位に保つことを基本とします。ただし、投資環境による防衛的な観点から、あるいは資金状況や解約対応等の観点から、一時的に米国国債、投資適格格付のコーポレート・ボンドおよびコーポレート・ローン、および短期金融商品等に投資を行なう場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

[2] 運用にあたっては、コーポレートリサーチを重視した銘柄選定を基本とし、業種分類を考慮した分散ポートフォリオを構築します。

ハイ・イールド・コーポレート・ボンドおよびハイ・イールド・コーポレート・ローンへの投資にあたっては、企業調査およびクレジット分析により投資機会を捉え、また、分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

CCC/Caa格以下の格付(同等とみなされるものを含む)のハイ・イールド・コーポレート・ボンドおよびハイ・イールド・コーポレート・ローンへの投資は、原則として合計で純資産総額の10%以下とします。

同一企業のコーポレート・ボンド、コーポレート・ローンへの投資は、合計で純資産総額の10%以下とします。

同一業種の企業のコーポレート・ボンド、コーポレート・ローンへの投資は、原則として合計で純資産総額の25%以下とします。

投資にあたっては、主として米国およびカナダの企業のコーポレート・ボンドおよびコーポレート・ローンに投資しますが、一部その他の国の企業の同様な投資対象に投資する場合があります。組入資産にデフォルトが発生した場合には、原則として速やかに当該資産を売却することを基本とします。

状況によってはポートフォリオの価格変動を低減させることを目的に債券先物取引やスワップ取引等を活用する場合があります。

[3] ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク(NCRAM社)に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

運用にあたっては、「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク」(NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、運用の効率化に努めます。

委託する範囲	： 海外の公社債等(金融商品を含む)の運用	
委託先名称	： NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)	
委託先所在地	： 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	
委託に係る費用	： 委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。	
	平均純資産総額	率
	500億円以下の部分	年10,000分の45
	500億円超の部分	年10,000分の40

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

《NCRAM社について》

Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク：NCRAM社)は、1991年3月に設立された米国に登録されている野村グループの投資顧問会社であり、ハイ・イールド・コーポレート・ボンドおよびエマージング・マーケット・ボンド等に代表されるハイ・イールド資産の運用を行なっています。

同社は、「“長期投資・リサーチ重視”がハイ・イールド債市場での最適なアプローチ」という投資哲学のもと、個別企業の調査・分析および個別債券等の投資価値の分析・評価に重点を置いた投資を行なうことを基本としております。このため、投資市場、業種毎に専任のアナリストを配置するなど、「リサーチ重視」がその運用プロセスの特徴の一つに挙げられます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

米国市場で流通する米国ドル建てのハイ・イールド・コーポレート・ボンド および米国市場で流通する米国ドル建てのハイ・イールド・コーポレート・ローン に主として投資を行ないます。

ファンドにおいて、「ハイ・イールド・コーポレート・ボンド」および「ハイ・イールド・コーポレート・ローン」とは、S&PあるいはMoody'sのいずれかの格付機関による格付が投資適格格付に満たないか、あるいはそれと同等とみなされるコーポレート・ボンドおよびコーポレート・ローンを指します。

投資対象の格付について

ファンドが主として投資対象とする資産(ハイ・イールド・コーポレート・ボンドおよびハイ・イールド・コーポレート・ローン)は、S&PやMoody'sなどの格付機関から上位4つの格付(投資適格格付)のいずれかを得ているものではなく、それ未満の格付(投機的格付)を付与されているもの、あるいは、格付を持たないがそれらと同等であると判断されるものが大半を占めます。

信用度	S&P の場合	Moody's の場合
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い	D	

} 主な投資対象

※ 1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&PではBBB+、BBB-のように、Moody'sではBaa1、Baa3のように表記しています。

ファンドでは上記格付のうち主としてBB/Ba格およびB格の資産に投資を行いません。なお、一部CCC/Caa格以下の資産に投資を行なうこともあります。

これらの低格付の資産については、元本および利息が当該資産の償還まで予定通り返済される確実性が上位格付の資産に比べて低い(クレジットリスクが高い)と格付機関が評価していると考えられます。

ハイ・イールド・コーポレート・ボンドについて

ファンドが主として投資対象とするハイ・イールド・コーポレート・ボンドとは、事業会社等の発行者(「発行体」)が発行するコーポレート・ボンドのうち、投資適格格付より低い格付を付与された債券、および格付を持たないがそれらと同等と判断される債券を指します。

ファンドは主として固定利付のハイ・イールド・コーポレート・ボンドに投資します。

一般に債券の利息および元本の支払いは、それらをあらかじめ定められた契約通りに履行する発行体の、あるいは債券の構造上の返済能力に依存すると考えられます。ハイ・イールド・コーポレート・ボンドはこうした返済能力が上位格付の債券に比べて相対的に低いと考えられ、市場においても通常上位格付の債券よりもより高い利回りで発行・流通しています。

ハイ・イールド・コーポレート・ボンドの市場価格は、他の債券と同様に金利変動や当該債券およびその発行体に関わる信用状況の変化などによって変動しますが、上位格付の債券に比べてより大きくこうした影響を受ける可能性があります。

多くの場合、ハイ・イールド・コーポレート・ボンドは無担保で発行されています。また、多くの場合ハイ・イールド・コーポレート・ボンドは固定利付で発行されます。

ハイ・イールド・コーポレート・ローンについて

「コーポレート・ローン」とは、事業会社等の借入者(「借入者」)が事業の拡大やキャピタル・リストラクチャリング等に必要資金を調達するために、銀行等の金融機関等の貸出者(「貸出者」)から借入れるローンのことを指します。

ファンドが主として投資対象とするハイ・イールド・コーポレート・ローンは、これらコーポレート・ローンのうちで、投資適格格付より低い格付を付与されたローン、および格付を持たないがそれらと同等と判断されるローンを指します。

コーポレート・ローンは一般的に、銀行、保険会社、金融会社等の金融機関等から構成される貸出者のシンジケート団によって借入者に貸し出され、その条件(期間、利率もしくはスプレッド、担保、その他付帯条件等)はこれらシンジケート団と借入者との交渉によって決定されます。

また、通常、シンジケート団のうちの一つあるいは複数の貸出者がローンを管理する「エージェント・バンク(代理銀行)」となり、当該ローンの貸出者名簿の管理、契約書遵守状況の管理、担保権の管理、利払いや元本返済の実務等を行ないます。

米国においては、こうしたコーポレート・ローンの流通市場が形成されており、債券と同様に市場で取引され、市場実勢に基づいて価格が変動します。



通常コーポレート・ローンは債券等の他の債務に対して支払順位が優先すると想定されます。

ファンドは主として、借入者の債務の中でも債券等の他の債務に比べ、支払優先順位がより高いコーポレート・ローンに投資します。また、借入者が複数のコーポレート・ローンを有する場合には、それらの中でも支払優先順位がより高いコーポレート・ローン(シニア・ローン)に投資します。

多くの場合コーポレート・ローンには担保が付されます。内容は個別のローンにより様々であり、例えば売掛金や棚卸資産等の流動資産、不動産等の有形固定資産、商標権・著作権・特許権等の無形資産、子会社または関連会社の有価証券に関する担保権等が担保に充てられます。

これらの担保は、借入者である事業会社と貸出者のシンジケート団との間で取り交わされる「融資契約書」にその詳細が記述されています。

このような有担保のローンでも、担保の価値がローンの期間中に当該ローンの元本額を下回る可能性があり、また、借入者が債務不履行に陥った場合には担保の取り扱いについて適用される破産法等支払不能に関する法律により制限を受ける可能性もあるため、担保権の実行により当該ローンの債務が完全に履行される保証や担保が容易に現金化できるという保証はありません。

ファンドは主として有担保のハイ・イールド・コーポレート・ローンに投資します。

ファンドが投資するハイ・イールド・コーポレート・ローンの借入者が債務不履行の場合には、速やかに当該ハイ・イールド・コーポレート・ローンを売却することを基本としますが、この場合、売却価値が当初の投資価値より大幅に下落することも想定されます。

多くの場合コーポレート・ローンの金利は、LIBORなどの短期の市場金利に基づいて一定期間毎に金利の見直し・決定が行なわれる変動金利の形態をとっています。金利の見直しの頻度は、1ヵ月毎、3ヵ月毎、6ヵ月毎などが一般的です。LIBORなどベースとなる市場金利に対するスプレッドがあらかじめ定められています。変動金利のコーポレート・ローンは固定利付の債券等と比べ、金利変動に伴う価格変動は相対的に低いと想定されます。

ファンドは主として変動金利のハイ・イールド・コーポレート・ローンに投資します。

コーポレート・ローンへの投資形態は、大きく分けて以下の3つの種類があります。

シンジケート団への参加等による直接融資

アサインメント方式によるローンの購入

パーティシペーション方式によるローンの参加権の購入

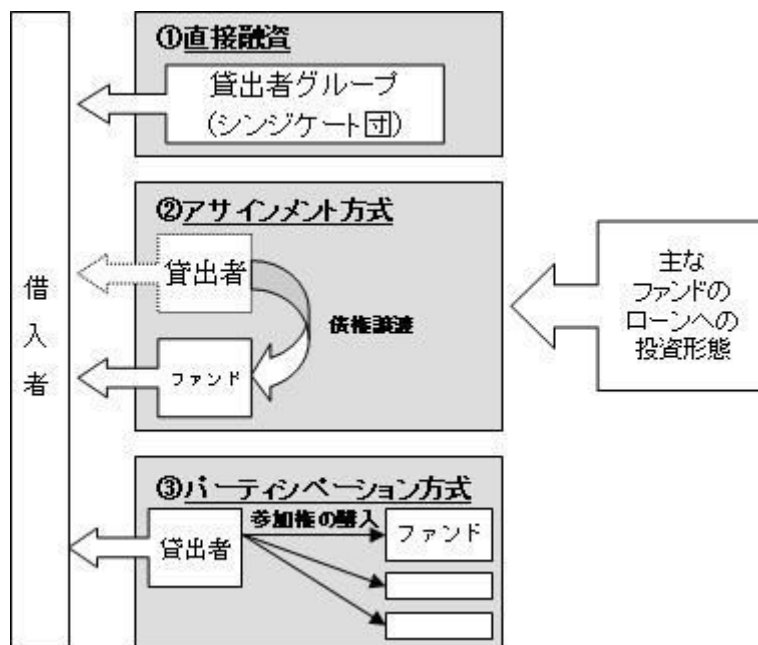
ファンドでは、コーポレート・ローンへの投資にあたり、シンジケート団への参加等による直接融資は行ないません。

アサインメント方式とは、債権譲渡により他の貸出者から当該ローンを購入する方式です。この場合、ファンドは当該ローンに関して借入者と直接的な契約関係を有する「貸出者」となります。

一方、パーティシペーション方式とは、他の貸出者または参加権保有者から当該ローンの参加権のみを購入する方式です。この場合、ファンドは当該ローンに関して借入者と直接的な契約関係を有しません。

したがって、パーティシペーション方式によりローンに投資した場合には、当該ローンの借入者に対する権利行使のみならず、ローンから支払われる元利金等の受領手続きまで、購入元の貸出者または参加者に頼らなければなりません。すなわちファンドは、ローンの借入者と中間に介在する貸出者または参加者との双方のクレジットリスクを負うことになります。

ファンドは主としてアサインメント方式によりハイ・イールド・コーポレート・ローンに投資します。



コーポレート・ローンには、当初一括してローンが貸し出され、満期時に一括して返済、あるいはあらかじめ決められたスケジュールにしたがって返済されるもの(ターム・ローン)や、ローンの総額があらかじめ決められており、その範囲内であれば借入者はいつでも追加借入れまたは返済が可能であるもの(リボルビング・ローン)などがあります。

ファンドは主としてターム・ローンに投資します。

また、ターム・ローンなどには、借入者が期限前返済のペナルティなしで満期前に一括して額面で返済する権利(コール・オプション)が付されていることもあります(満期前の返済時に借入者から違約手数料が支払われるローンもあります)。このようなコーポレート・ローンの価格は、額面価格より大幅には上方に乖離しにくい性質を持っていると想定されます。

ファンドが投資するハイ・イールド・コーポレート・ローンには特に年限上の制限は設けませんが、満期が3～8年程度のハイ・イールド・コーポレート・ローンが投資の中心となることが想定されます。

ハイ・イールド・コーポレート・ローンには、上記に記載されたもの以外の様々な形態や性質を有するコーポレート・ローンがあると想定されます。ファンドはそれらのコーポレート・ローンについても、ファンドの投資の基本方針やファンドの目的および基本的性格に合致すると判断される範囲内で投資を行なう場合があります。

なお、デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

有価証券の指図範囲(約款第20条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 5 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6 分離型新株引受権付社債券
- 7 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。))の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約券証券
 転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
- 8 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 9 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 10 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 11 コマーシャル・ペーパー
- 12 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 17 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、第13号および第14号の証券を「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第20条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

5の2 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

6 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する事業債（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に定める証券または証書を除きます。）

7 流動性のある外国の者に対する貸付債権(コーポレート・ローン)

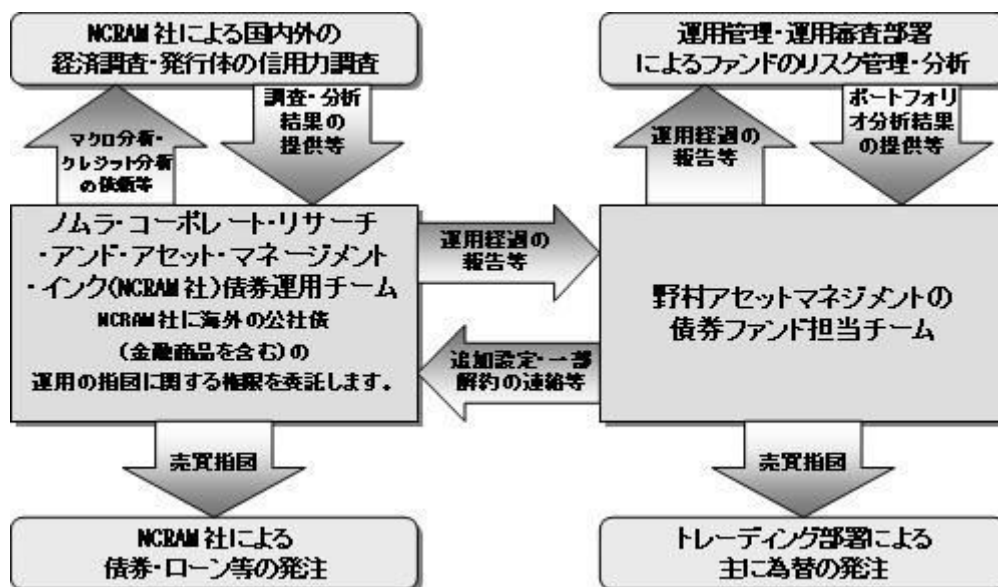
その他の投資対象

1 先物取引等

2 スワップ取引

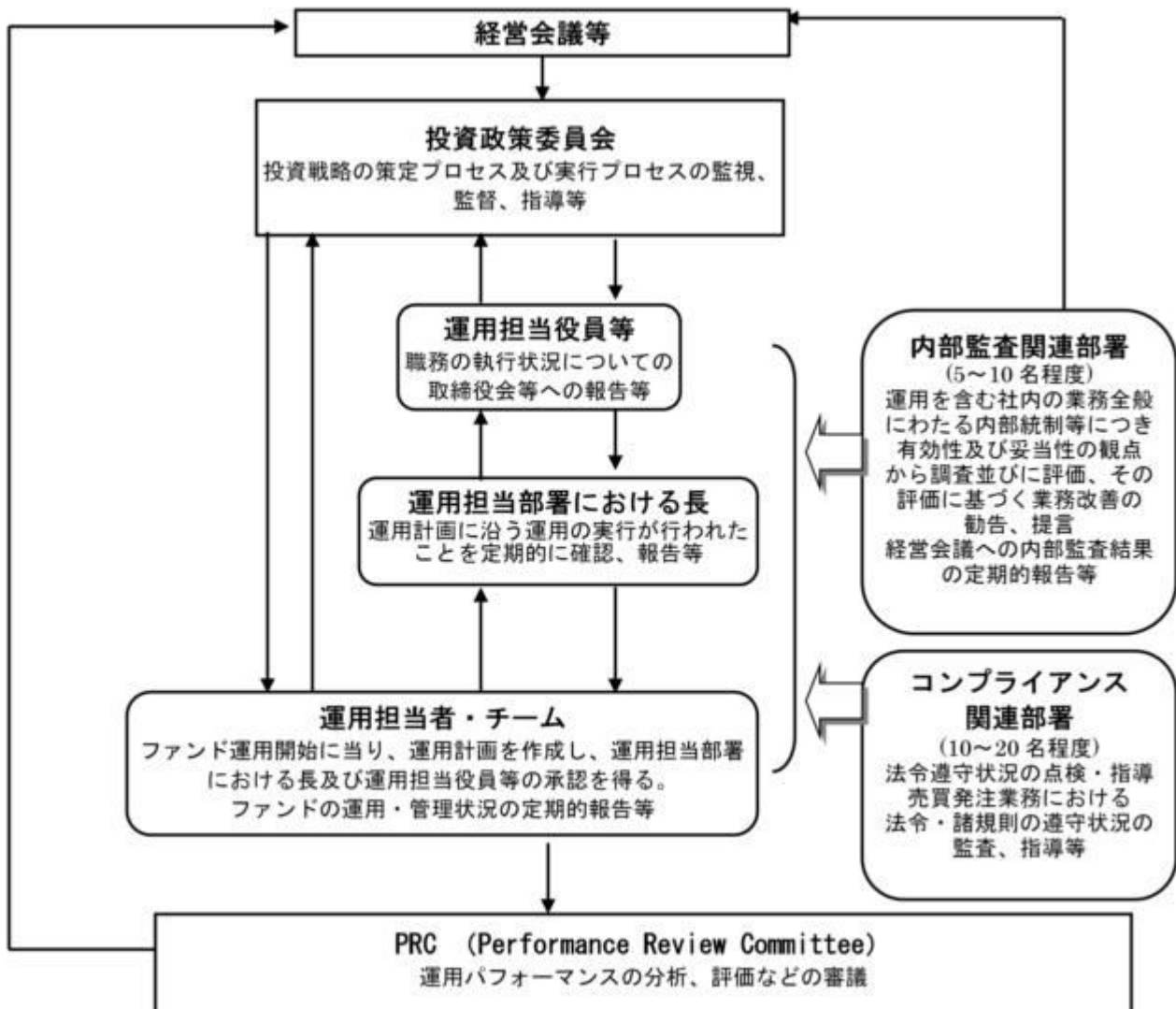
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年6回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき安定的な分配を行なうことを基本とします。

分配対象額の範囲は、当期中の経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

各期の分配額は、基準価額水準にかかわらず原則として利子・配当収入等の範囲内で委託者が決定します。ただし、基準価額水準等によっては、上記の範囲内で、売買益等を分配する場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期中の利子・配当収入等が目標分配額に満たなかった場合等には、目標分配額の分配ができない場合があります。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として**毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各15日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

目標分配額

2019年10月9日現在の金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に委託会社が設定した1万口当りの目標分配額は、以下の通りです。

	第121期 (2019年11月16日～ 2020年1月15日まで)	第122期 (2020年1月16日～ 2020年3月16日まで)	第123期 (2020年3月17日～ 2020年5月15日まで)
目標分配額	20円	20円	20円

(注) 委託会社は各期中において上記の目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本としま

すが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。

分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。

各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



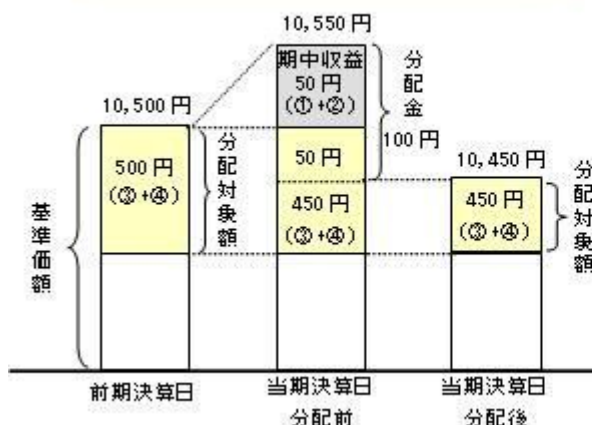
ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

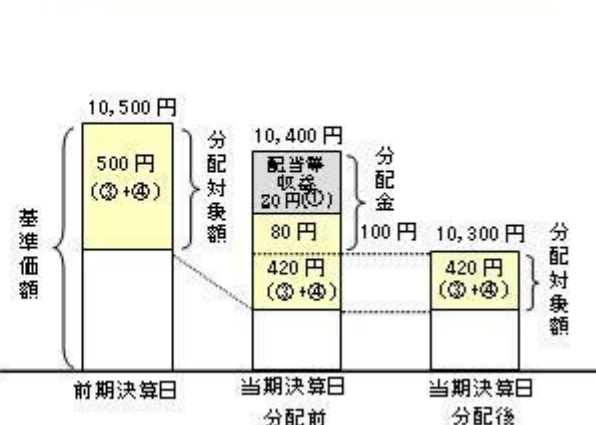
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

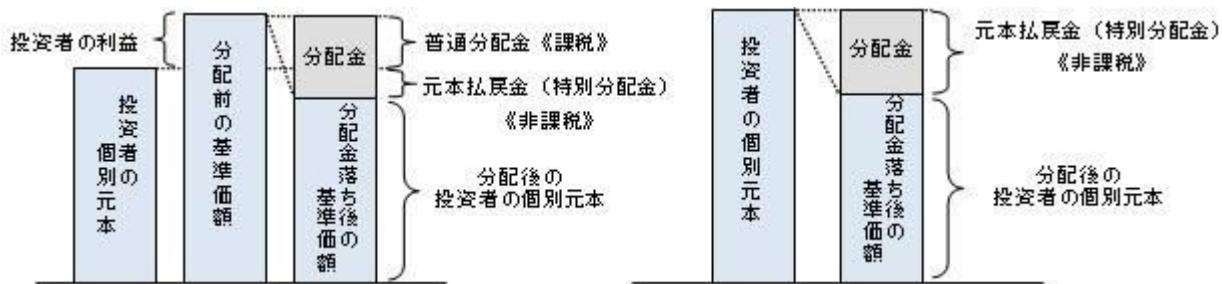


前期決算から基準価額が下落した場合



投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金・・・ （特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（5）【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第25条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第26条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- 株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま
す。)を行使したものおよび株主割当または社債権者割当等により取得したものに限り、株式への直接投
資は行ないません。
- 株式(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券、新株予約権証券および株式を組入可能な投資信託
証券を含みます。本規定において同じ。)への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 投資する株式等の範囲(約款第23条)
- ()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行
するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの
とします。ただし、株主割当または社債権者割当等により取得する株式については、この限りではあ
りません。
- ()上記()にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録され
ることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の
10%以内とします。
- 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)
- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲
内で貸付の指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合
計額の50%を超えないこととします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公
社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当
する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものと
します。
- 公社債の借入れ(約款第29条)
- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を
行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としま
す。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純

資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第31条)

()委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第40条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが投資を行なうハイ・イールド・コーポレート・ボンド等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

[ローンの価格変動リスク]

ローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドはローンに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが投資を行なうハイ・イールド・コーポレート・ローンについては、格付けの高いローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入ローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

ファンドは、上記のような事態が生じた場合には、原則として可能な限り速やかに売却することを基本としますが、状況によっては、債権者集会等を通じて債権回収を行なう場合も想定されます。また、この場合に要する弁護士費用等のコストについてはファンドが負担することとなります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

一般的に、ローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、ローンを売却する際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。

ファンドの主たる投資市場である米国市場においては、コーポレート・ローンの受渡しに要する日数は一般的に債券等に比べて相当に長いことが想定されます。したがってファンドに大量の解約が発生した場合等、売却済ローンの代金回収までの期間一時的にファンドで資金借入れを行なうことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合があります。この場合、借入れ金利はファンドが負担することとなります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

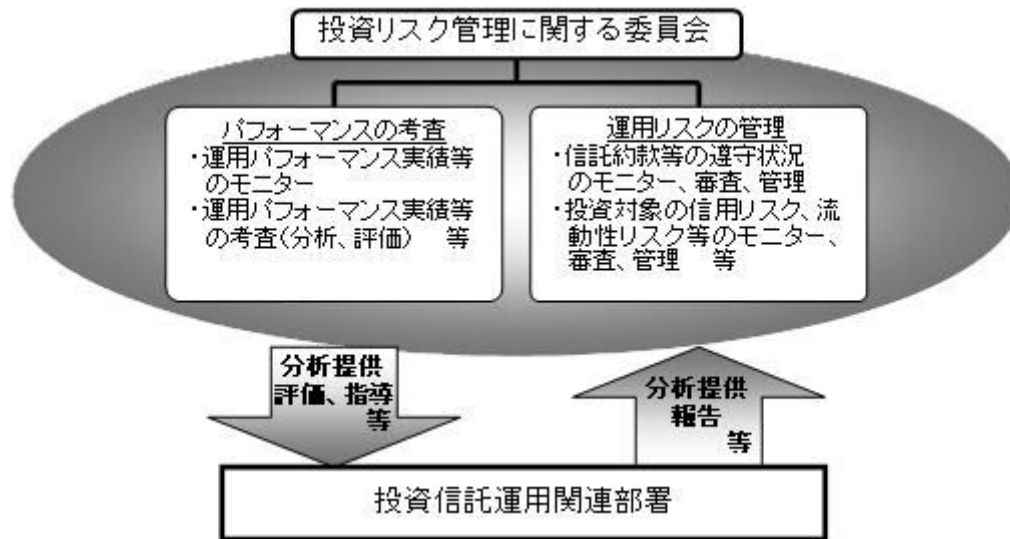
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



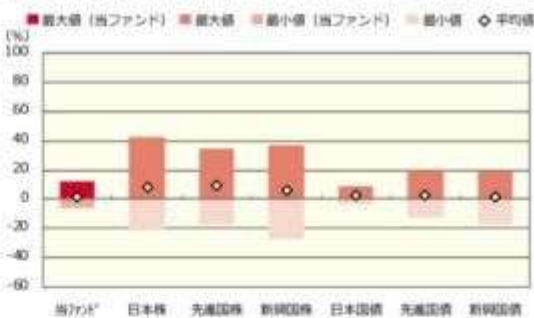
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2014年10月末～2019年9月末；月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	12.4	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値 (%)	△ 6.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.4	8.4	9.6	5.9	2.1	2.3	1.2

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2014年10月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSA1 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンプライアメント、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や損益を決めるものでもありません。また、投資戦略や機会における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを保持したり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JPMSI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に1.1%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当

する率）（税抜1.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.595%（税抜年1.45%）の率を乗じて得た額とし、その分配については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年0.78%	年0.60%	年0.07%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

また、投資顧問会社であるNOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.（ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク）が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託報酬支払いのとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.45%
500億円超の部分	年0.40%

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

ファンドに属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用(債権回収に要する弁護士費用等を含みます。)等については、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡益 ・ 譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行され

た公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

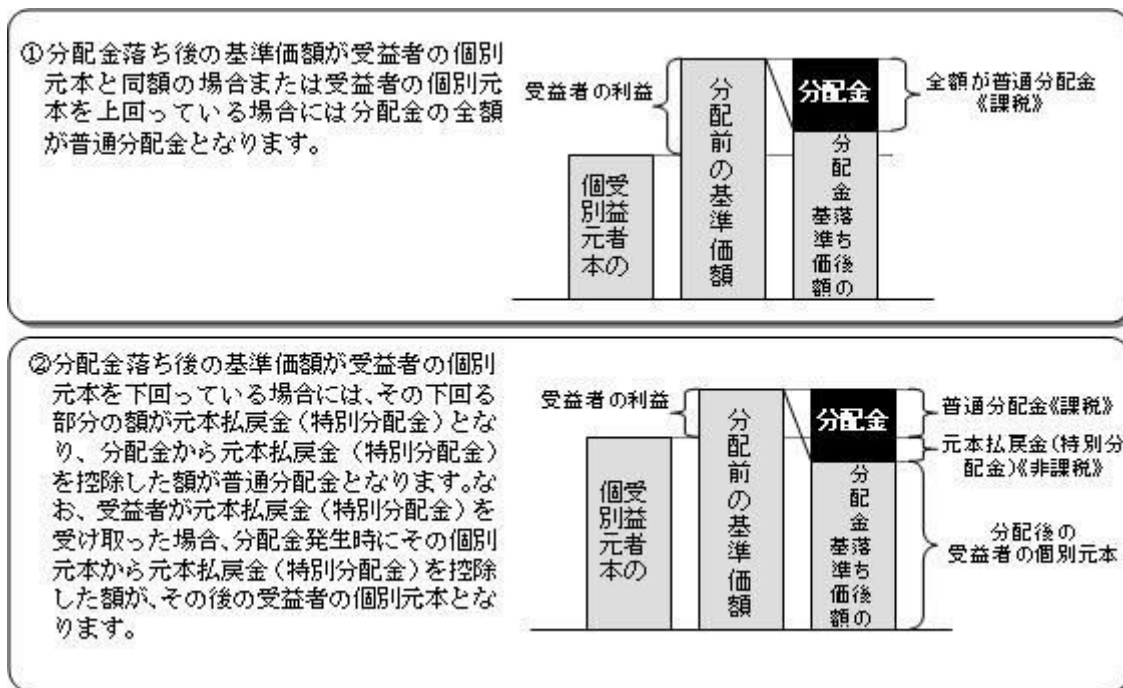
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2019年9月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2019年9月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	28,905,483	0.65
	イギリス	4,244,067	0.09
	小計	33,149,550	0.75
社債券	アメリカ	2,246,006,311	51.16
現金・預金・その他資産(負債控除後)		2,110,746,837	48.08
合計(純資産総額)		4,389,902,698	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り貸付債権を組入れております。

なお、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価していません。

資産の種類	国/地域	数量	時価(円)	投資比率(%)
貸付債権	アメリカ	17,854,675.40	1,825,984,892	41.59

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	ALLY FINANCIAL INC	450,000	10,814.93	48,667,198	10,792.26	48,565,214	3.75	2019/11/18	1.10
2	アメリカ	社債券	BOYD GAMING CORP	425,000	11,250.66	47,815,306	11,237.17	47,757,973	6.875	2023/5/15	1.08
3	アメリカ	社債券	CALPINE CORP	350,000	10,994.35	38,480,225	10,967.37	38,385,795	5.5	2024/2/1	0.87
4	アメリカ	社債券	INN OF THE MOUNTAIN GODS	337,189	10,751.52	36,252,976	10,765.01	36,298,462	9.25	2020/11/30	0.82
5	アメリカ	社債券	INTL LEASE FINANCE CORP	300,000	11,777.99	35,333,972	11,833.33	35,500,012	5.875	2022/8/15	0.80
6	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	315,000	11,034.82	34,759,683	11,034.82	34,759,683	5.75	2023/9/1	0.79
7	アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE & CO	275,000	11,501.19	31,628,289	11,474.21	31,554,094	6	2049/12/29	0.71
8	アメリカ	社債券	ENERGY TRANSFER EQUITY	275,000	11,356.39	31,230,096	11,354.81	31,225,745	7.5	2020/10/15	0.71
9	アメリカ	社債券	SPRINT CORP	250,000	12,141.00	30,352,501	11,837.47	29,593,688	7.875	2023/9/15	0.67
10	アメリカ	社債券	ICAHN ENTERPRISES/FIN	250,000	11,123.31	27,808,286	11,110.36	27,775,910	6.25	2022/2/1	0.63
11	アメリカ	社債券	CLEARWAY ENERGY OP LLC	250,000	11,034.82	27,587,050	11,088.78	27,721,950	5	2026/9/15	0.63
12	アメリカ	社債券	EMC CORP	250,000	10,766.41	26,916,036	10,811.42	27,028,564	2.65	2020/6/1	0.61
13	アメリカ	社債券	REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD	242,277	10,791.99	26,146,525	10,832.46	26,244,574	5.75	2020/10/15	0.59
14	アメリカ	社債券	T-MOBILE USA INC	225,000	11,007.84	24,767,640	11,021.33	24,797,993	6	2023/3/1	0.56
15	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	225,000	10,990.57	24,728,789	10,994.35	24,737,288	6	2022/7/15	0.56

16	アメリカ	社債券	LEVEL 3 FINANCING INC	225,000	10,931.10	24,594,995	10,926.90	24,585,525	5.625	2023/2/1	0.56
17	アメリカ	社債券	ALTICE LUXEMBOURG SA	200,000	12,124.81	24,249,624	12,198.19	24,396,395	10.5	2027/5/15	0.55
18	アメリカ	社債券	BAUSCH HEALTH COS INC	200,000	12,046.57	24,093,140	12,127.51	24,255,020	9	2025/12/15	0.55
19	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	200,000	11,931.90	23,863,810	12,026.33	24,052,670	6.5	2029/2/1	0.54
20	アメリカ	社債券	HCA INC	200,000	12,046.78	24,093,572	11,992.61	23,985,220	7.5	2022/2/15	0.54
21	アメリカ	社債券	BANK OF AMERICA CORP	200,000	11,690.05	23,380,113	11,744.01	23,488,033	6.25	2049/9/29	0.53
22	アメリカ	社債券	BARCLAYS PLC	200,000	11,600.48	23,200,966	11,517.38	23,034,769	8	2067/9/15	0.52
23	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC	200,000	11,213.80	22,427,610	11,249.38	22,498,764	5.95	2049/12/29	0.51
24	アメリカ	社債券	1011778 BC / NEW RED FIN	200,000	11,115.76	22,231,520	11,169.72	22,339,440	5	2025/10/15	0.50
25	アメリカ	社債券	AMC NETWORKS INC	200,000	11,129.25	22,258,500	11,129.25	22,258,500	5	2024/4/1	0.50
26	アメリカ	社債券	KENNEDY-WILSON INC	200,000	11,158.92	22,317,856	11,115.76	22,231,520	5.875	2024/4/1	0.50
27	アメリカ	社債券	LENNAR CORP	200,000	11,102.27	22,204,540	11,102.27	22,204,540	4.125	2022/1/15	0.50
28	アメリカ	社債券	EQUINIX INC	200,000	11,034.82	22,069,640	11,048.31	22,096,620	5.375	2022/1/1	0.50
29	アメリカ	社債券	SPRINGLEAF FINANCE CORP	175,000	12,081.64	21,142,877	12,006.10	21,010,675	6.875	2025/3/15	0.47
30	アメリカ	社債券	T-MOBILE USA INC	175,000	11,304.62	19,783,085	11,320.26	19,810,470	4.75	2028/2/1	0.45

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	エネルギー設備・サービス	0.18
		自動車部品	0.29
		ソフトウェア	0.04
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.10
		その他の業種	0.12
社債券			51.16
合計			51.91

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り貸付債権を組み入れております。
 なお、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

資産の名称	国 / 地域	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
貸付債権	アメリカ	17,854,675.40	1,840,932,310	1,825,984,892	41.59

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年9月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第21特定期間	(2010年 3月15日)	10,782	10,862	0.8803	0.8868
第22特定期間	(2010年 9月15日)	9,692	9,763	0.8900	0.8965
第23特定期間	(2011年 3月15日)	9,389	9,460	0.9332	0.9402
第24特定期間	(2011年 9月15日)	8,133	8,202	0.8845	0.8920
第25特定期間	(2012年 3月15日)	7,855	7,910	0.9313	0.9378
第26特定期間	(2012年 9月18日)	7,489	7,544	0.9575	0.9645
第27特定期間	(2013年 3月15日)	7,298	7,350	0.9766	0.9836
第28特定期間	(2013年 9月17日)	6,911	6,954	0.9647	0.9707
第29特定期間	(2014年 3月17日)	6,680	6,721	0.9835	0.9895
第30特定期間	(2014年 9月16日)	6,714	6,755	0.9820	0.9880
第31特定期間	(2015年 3月16日)	6,019	6,050	0.9683	0.9733
第32特定期間	(2015年 9月15日)	5,631	5,661	0.9411	0.9461
第33特定期間	(2016年 3月15日)	5,075	5,103	0.9058	0.9108
第34特定期間	(2016年 9月15日)	4,997	5,018	0.9484	0.9524
第35特定期間	(2017年 3月15日)	4,809	4,824	0.9595	0.9625
第36特定期間	(2017年 9月15日)	5,189	5,205	0.9659	0.9689
第37特定期間	(2018年 3月15日)	4,945	4,955	0.9570	0.9590
第38特定期間	(2018年 9月18日)	4,772	4,782	0.9549	0.9569
第39特定期間	(2019年 3月15日)	4,560	4,565	0.9387	0.9397
第40特定期間	(2019年 9月17日)	4,421	4,430	0.9421	0.9441
	2018年 9月末日	4,783		0.9570	
	10月末日	4,716		0.9460	
	11月末日	4,619		0.9327	
	12月末日	4,477		0.9066	
	2019年 1月末日	4,571		0.9291	

2月末日	4,605	0.9406
3月末日	4,546	0.9370
4月末日	4,529	0.9470
5月末日	4,468	0.9393
6月末日	4,465	0.9433
7月末日	4,451	0.9438
8月末日	4,435	0.9425
9月末日	4,389	0.9377

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第21特定期間	2009年 9月16日～2010年 3月15日	0.0195円
第22特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	0.0195円
第23特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	0.0210円
第24特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	0.0220円
第25特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	0.0210円
第26特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	0.0215円
第27特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	0.0210円
第28特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	0.0195円
第29特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	0.0180円
第30特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	0.0180円
第31特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	0.0160円
第32特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	0.0150円
第33特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	0.0150円
第34特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	0.0130円
第35特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	0.0100円
第36特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.0090円
第37特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	0.0070円
第38特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.0060円
第39特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.0040円
第40特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.0050円

各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第21特定期間	2009年 9月16日～2010年 3月15日	8.5%
第22特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	3.3%
第23特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	7.2%
第24特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	2.9%

第25特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	7.7%
第26特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	5.1%
第27特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	4.2%
第28特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	0.8%
第29特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	3.8%
第30特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	1.7%
第31特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	0.2%
第32特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	1.3%
第33特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	2.2%
第34特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	6.1%
第35特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	2.2%
第36特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	1.6%
第37特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	0.2%
第38特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.4%
第39特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	1.3%
第40特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.9%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第21特定期間	2009年 9月16日～2010年 3月15日	69,142,164	1,589,988,403	12,248,414,893
第22特定期間	2010年 3月16日～2010年 9月15日	59,332,640	1,417,141,899	10,890,605,634
第23特定期間	2010年 9月16日～2011年 3月15日	55,676,717	883,824,155	10,062,458,196
第24特定期間	2011年 3月16日～2011年 9月15日	57,692,470	925,020,823	9,195,129,843
第25特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	49,745,563	810,160,595	8,434,714,811
第26特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	48,498,213	661,825,857	7,821,387,167
第27特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	57,686,133	406,063,072	7,473,010,228
第28特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	74,184,618	382,732,053	7,164,462,793
第29特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	58,536,031	430,351,609	6,792,647,215
第30特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	340,763,279	295,329,170	6,838,081,324
第31特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	45,987,230	667,858,505	6,216,210,049
第32特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	29,342,790	261,309,678	5,984,243,161
第33特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	23,885,076	405,378,135	5,602,750,102
第34特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	21,858,178	355,065,058	5,269,543,222
第35特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	16,657,076	274,385,251	5,011,815,047
第36特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	529,512,374	168,038,923	5,373,288,498
第37特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	15,494,439	221,452,708	5,167,330,229
第38特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	7,436,390	177,379,984	4,997,386,635

第39特定期間	2018年 9月19日 ~ 2019年 3月15日	7,130,025	145,993,324	4,858,523,336
第40特定期間	2019年 3月16日 ~ 2019年 9月17日	4,757,975	170,443,484	4,692,837,827

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2019年9月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2019年9月	20 円
2019年7月	20 円
2019年5月	10 円
2019年3月	10 円
2019年1月	10 円
直近1年間累計	90 円
設定来累計	5,875 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ALLY FINANCIAL INC	1.1
2	BOYD GAMING CORP	1.1
3	CALPINE CORP	0.9
4	INN OF THE MOUNTAIN GODS	0.8
5	INTL LEASE FINANCE CORP	0.8
6	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	0.8
7	JPMORGAN CHASE & CO	0.7
8	ENERGY TRANSFER EQUITY	0.7
9	SPRINT CORP	0.7
10	ICAHN ENTERPRISES/FIN	0.6

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は100万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)、「自動けいぞく投資コース」の場合は100万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、市場の閉鎖、流動性の極端な減少、組入資産のデフォルトその他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込の受付を取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため1日1件5億円を超える一部解約は行えません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、市場の閉鎖、流動性の極端な減少、組入資産のデフォルトその他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2024年9月17日までとします(1999年10月8日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年1月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは運用の外部委託契約の解除やその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

()上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

()委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

()受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年3月、9月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする

る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(e)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

- () 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- () 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の30日前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、

原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3【ファンドの経理状況】

ノムラ・ボンド&ローン・ファンド

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2019年3月16日から2019年9月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	前期 (2019年 3月15日現在)	当期 (2019年 9月17日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	245,264,330	317,046,911
コール・ローン	55,828,543	43,204,374
株式	49,949,040	35,727,009
社債券	2,328,510,895	2,246,997,354
貸付債権	1,995,315,785	1,833,567,029
派生商品評価勘定	-	812,409
未収入金	60,186,362	38,659,498
未収配当金	30,336	29,322
未収利息	46,536,423	38,707,805
前払費用	2,765,557	1,993,998
その他未収収益	4,380,771	1,611,499
流動資産合計	4,788,768,042	4,558,357,208
資産合計		
	4,788,768,042	4,558,357,208
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	80,396,013	57,624,239
未払金	99,568,532	51,857,018
未払収益分配金	4,858,523	9,385,675
未払解約金	31,569,271	6,209,940
未払受託者報酬	560,389	578,961
未払委託者報酬	11,047,613	11,413,793
未払利息	44	74
その他未払費用	15,991	16,525
流動負債合計	228,016,376	137,086,225
負債合計		
	228,016,376	137,086,225
純資産の部		
元本等		
元本	4,858,523,336	4,692,837,827
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	297,771,670	271,566,844
(分配準備積立金)	1,325,576,649	1,346,648,889
元本等合計	4,560,751,666	4,421,270,983
純資産合計	4,560,751,666	4,421,270,983
負債純資産合計	4,788,768,042	4,558,357,208

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期		当期	
	自 至	2018年 9月19日 2019年 3月15日	自 至	2019年 3月16日 2019年 9月17日
営業収益				
受取配当金		629,076		470,036
受取利息		129,417,578		127,718,958
有価証券売買等損益		84,454,949		12,481,544
為替差損益		70,882,472		64,432,969
その他収益		2,765,422		3,178,324
営業収益合計		22,525,345		79,415,893
営業費用				
支払利息		16,106		14,854
受託者報酬		1,708,743		1,727,719
委託者報酬		33,686,491		34,060,818
その他費用		3,992,235		3,705,384
営業費用合計		39,403,575		39,508,775
営業利益又は営業損失()		61,928,920		39,907,118
経常利益又は経常損失()		61,928,920		39,907,118
当期純利益又は当期純損失()		61,928,920		39,907,118
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		69,027		434,246
期首剰余金又は期首欠損金()		225,199,494		297,771,670
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,548,529		10,634,860
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,548,529		10,634,860
剰余金減少額又は欠損金増加額		418,401		278,650
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		418,401		278,650
分配金		19,704,357		23,624,256
期末剰余金又は期末欠損金()		297,771,670		271,566,844

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 貸付債権 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	当該財務諸表の特定期間は、2019年 3月16日から2019年 9月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2019年 3月15日現在	当期 2019年 9月17日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 4,858,523,336口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 4,692,837,827口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 297,771,670円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 271,566,844円

3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)
0.9387円 (9,387円)	0.9421円 (9,421円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月15日	当期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日																																																																																																																																																
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>支払金額 10,136,762円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2018年 9月19日から2018年11月15日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>31,281,507円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>968,751,188円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,273,247,154円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,273,279,849円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,956,316,551口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>4,586円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>9,912,633円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2018年11月16日から2019年 1月15日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>31,565,649円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>965,140,673円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,287,745,289円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,284,451,611円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,933,201,819口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>4,630円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>4,933,201円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2019年 1月16日から2019年 3月15日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>36,078,216円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>950,853,678円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	31,281,507円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	968,751,188円	分配準備積立金額	D	1,273,247,154円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,273,279,849円	当ファンドの期末残存口数	F	4,956,316,551口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,586円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	9,912,633円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	31,565,649円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	965,140,673円	分配準備積立金額	D	1,287,745,289円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,284,451,611円	当ファンドの期末残存口数	F	4,933,201,819口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,630円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	4,933,201円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	36,078,216円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	950,853,678円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用</p> <p>支払金額 10,259,501円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>2019年 3月16日から2019年 5月15日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>30,167,619円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>934,352,682円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,302,035,042円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,266,555,343円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,772,558,214口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>4,749円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>4,772,558円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2019年 5月16日から2019年 7月16日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>30,449,019円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>926,938,171円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,316,215,568円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,273,602,758円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>4,733,011,939口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>4,803円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>9,466,023円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2019年 7月17日から2019年 9月17日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>30,730,495円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>919,732,142円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	30,167,619円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	934,352,682円	分配準備積立金額	D	1,302,035,042円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,266,555,343円	当ファンドの期末残存口数	F	4,772,558,214口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,749円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	4,772,558円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	30,449,019円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	926,938,171円	分配準備積立金額	D	1,316,215,568円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,273,602,758円	当ファンドの期末残存口数	F	4,733,011,939口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,803円	10,000口当たり分配金額	H	20円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	9,466,023円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	30,730,495円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	919,732,142円
項目																																																																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	31,281,507円																																																																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																																															
収益調整金額	C	968,751,188円																																																																																																																																															
分配準備積立金額	D	1,273,247,154円																																																																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,273,279,849円																																																																																																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	4,956,316,551口																																																																																																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,586円																																																																																																																																															
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																																																																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	9,912,633円																																																																																																																																															
項目																																																																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	31,565,649円																																																																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																																															
収益調整金額	C	965,140,673円																																																																																																																																															
分配準備積立金額	D	1,287,745,289円																																																																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,284,451,611円																																																																																																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	4,933,201,819口																																																																																																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,630円																																																																																																																																															
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																																																																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	4,933,201円																																																																																																																																															
項目																																																																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	36,078,216円																																																																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																																															
収益調整金額	C	950,853,678円																																																																																																																																															
項目																																																																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	30,167,619円																																																																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																																															
収益調整金額	C	934,352,682円																																																																																																																																															
分配準備積立金額	D	1,302,035,042円																																																																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,266,555,343円																																																																																																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	4,772,558,214口																																																																																																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,749円																																																																																																																																															
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																																																																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	4,772,558円																																																																																																																																															
項目																																																																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	30,449,019円																																																																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																																															
収益調整金額	C	926,938,171円																																																																																																																																															
分配準備積立金額	D	1,316,215,568円																																																																																																																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,273,602,758円																																																																																																																																															
当ファンドの期末残存口数	F	4,733,011,939口																																																																																																																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,803円																																																																																																																																															
10,000口当たり分配金額	H	20円																																																																																																																																															
収益分配金金額	I=F × H/10,000	9,466,023円																																																																																																																																															
項目																																																																																																																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	30,730,495円																																																																																																																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																																																																																																															
収益調整金額	C	919,732,142円																																																																																																																																															

分配準備積立金額	D	1,294,356,956円	分配準備積立金額	D	1,325,304,069円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,281,288,850円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,275,766,706円
当ファンドの期末残存口数	F	4,858,523,336口	当ファンドの期末残存口数	F	4,692,837,827口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,695円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,849円
10,000口当たり分配金額	H	10円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	4,858,523円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	9,385,675円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月15日	当期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2019年 3月15日現在	当期 2019年 9月17日現在
<p>1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2．時価の算定方法</p> <p>株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>貸付債権 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務（貸付債権は除 く） これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2．時価の算定方法 同左</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月15日	当期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

前期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月15日	当期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日
期首元本額 4,997,386,635円	期首元本額 4,858,523,336円
期中追加設定元本額 7,130,025円	期中追加設定元本額 4,757,975円
期中一部解約元本額 145,993,324円	期中一部解約元本額 170,443,484円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2018年 9月19日 至 2019年 3月15日	当期 自 2019年 3月16日 至 2019年 9月17日
	損益に含まれた評価差額（円）	
株式	209,237	5,549,224
社債券	40,305,959	12,409,535
合計	40,096,722	6,860,311

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(2019年 3月15日現在)				当期(2019年 9月17日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
	うち1年 超				うち1年 超			
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	4,497,858,561	-	4,578,254,574	80,396,013	4,353,435,312	-	4,410,247,142	56,811,830
米ドル	4,497,858,561	-	4,578,254,574	80,396,013	4,353,435,312	-	4,410,247,142	56,811,830
合計	4,497,858,561	-	4,578,254,574	80,396,013	4,353,435,312	-	4,410,247,142	56,811,830

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2019年9月17日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	DAVID'S BRIDAL COM	916	0.25	229.00	
		GYMBOREE HOLDING CORP	1,017	0.00	0.00	
		MOOD MEDIA CORP COMMON STOCK	30,625	0.15	4,593.75	
		MOOD MEDIA CORP RESTRICTED COMMON STOCK	25,000	0.15	3,750.00	
		RUE21 CLASS A COM	51	40.00	2,040.00	
		VISTRA ENERGY CORP RIGHTS	3,586	0.81	2,904.66	
		SAMSON RESOURCES II LLC A COM	3,123	23.50	73,390.50	
		MARK IV DAYCO	4,608	26.00	119,808.00	
		AVAYA HOLDINGS CORP	1,827	11.03	20,151.81	
		VISTRA ENERGY CORP	2,409	26.56	63,983.04	
	小計銘柄数：10				290,850.76	
	組入時価比率：0.7%				(31,470,052)	88.1%
英ポンド	HIBU GROUP LIMITED COM	176,031	0.18	31,685.58		
	小計銘柄数：1			31,685.58		
				(4,256,957)	11.9%	
組入時価比率：0.1%						
合計				35,727,009		
				(35,727,009)		

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2019年9月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	200,000.00	206,000.00	
		ADT SEC CORP	125,000.00	127,062.50	
		ADVANCED MICRO DEVICES	50,000.00	51,937.50	
		AIRCASTLE LTD	125,000.00	129,445.78	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	25,000.00	25,750.00	
		ALCOA INC	25,000.00	25,753.62	

ALCOA INC	150,000.00	160,232.25	
ALCOA INC	75,000.00	82,402.86	
ALLY FINANCIAL INC	450,000.00	450,956.25	
ALLY FINANCIAL INC	25,000.00	25,968.75	
ALLY FINANCIAL INC	75,000.00	103,500.00	
ALTICE LUXEMBOURG SA	200,000.00	224,700.00	
AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	25,000.00	23,125.00	
AMC ENTERTAINMENT INC	25,000.00	23,062.50	
AMC NETWORKS INC	200,000.00	206,250.00	
AMERIGAS PART/FIN CORP	50,000.00	53,250.00	
AMERIGAS PART/FIN CORP	25,000.00	26,750.00	
AMERIGAS PART/FIN CORP	100,000.00	106,488.00	
ANIXTER INC	100,000.00	104,750.00	
AVIS BUDGET CAR/FINANCE	75,000.00	76,406.25	
BANK OF AMERICA CORP	200,000.00	216,643.00	
BANK OF AMERICA CORP	25,000.00	25,781.25	
BANK OF NOVA SCOTIA	50,000.00	49,528.75	
BARCLAYS PLC	200,000.00	214,983.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	200,000.00	223,250.00	
BEACON ROOFING SUPPLY IN	50,000.00	51,875.00	
BEAZER HOMES USA	100,000.00	102,625.00	
BERRY PLASTICS CORP	125,000.00	127,500.00	
BOYD GAMING CORP	425,000.00	443,062.50	
BUFFALO THUNDER DEV REGS	11,663.00	6,006.44	
BUFFALO THUNDER DEV ZCPN	5,172.47	0.51	
CALLON PETROLEUM CO	50,000.00	50,125.00	
CALPINE CORP	25,000.00	25,405.75	
CALPINE CORP	350,000.00	356,562.50	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	50,000.00	50,656.25	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	100,000.00	101,750.00	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	315,000.00	322,087.50	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	75,000.00	76,829.06	
CDK GLOBAL INC	50,000.00	53,312.50	
CDW LLC/CDW FINANCE	25,000.00	25,743.75	
CDW LLC/CDW FINANCE	50,000.00	50,000.00	

CEDAR FAIR LP/CANADA'S W	100,000.00	103,250.00	
CENTENE CORP	25,000.00	26,125.00	
CENTRAL GARDEN & PET CO	100,000.00	104,000.00	
CENTURY COMMUNITIES	50,000.00	51,750.00	
CENTURYLINK INC	175,000.00	177,695.00	
CENTURYLINK INC	100,000.00	109,250.00	
CF INDUSTRIES INC	175,000.00	177,187.50	
CHARLES SCHWAB CORP	100,000.00	101,652.00	
CHEMOURS CO	25,000.00	23,000.00	
CHENIERE CORP CHRISTI HD	25,000.00	27,625.00	
CHENIERE ENERGY PARTNERS	50,000.00	50,034.00	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	50,000.00	43,687.50	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	25,000.00	20,500.00	
CINEMARK USA INC	100,000.00	101,875.00	
CIT GROUP INC	50,000.00	50,937.50	
CIT GROUP INC	150,000.00	161,062.50	
CITIGROUP INC	200,000.00	207,817.00	
CLEARWAY ENERGY OP LLC	250,000.00	255,625.00	
CLIFFS NATURAL RESOURCES	13,000.00	13,032.50	
CLOUD PEAK ENRGY RES/FIN	75,000.00	19,875.00	
CLOUD PEAK ENRGY RES/FIN	25,000.00	312.50	
COEUR MINING INC	25,000.00	25,015.75	
COMMERCIAL METALS CO	50,000.00	51,812.50	
CONSOL ENERGY INC	50,000.00	49,125.00	
CRESTWOOD MIDSTREAM PART	50,000.00	51,500.00	
CSC HOLDINGS LLC	25,000.00	27,000.00	
CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	221,125.00	
CYRUSONE LP/CYRUSONE FIN	25,000.00	25,937.50	
DANA HOLDING CORP	125,000.00	128,281.25	
DCP MIDSTREAM OPERATING	75,000.00	80,156.25	
DCP MIDSTREAM OPERATING	50,000.00	51,062.50	
DIAMOND OFFSHORE DRILL	25,000.00	23,937.50	
DISH DBS CORP	25,000.00	26,093.75	
DISH DBS CORP	35,000.00	35,131.25	
DISH DBS CORP	25,000.00	25,062.25	

DONNELLEY FINANCIAL SOL	50,000.00	51,875.00	
ELDORADA RESORTS INC	125,000.00	132,187.50	
EMBARQ CORP	75,000.00	75,000.00	
EMC CORP	250,000.00	249,407.30	
ENCOMPASS HEALTH CORP	25,000.00	24,927.75	
ENERGY TRANSFER	25,000.00	26,078.61	
ENERGY TRANSFER EQUITY	275,000.00	289,381.92	
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	25,000.00	21,000.00	
EP ENER/EVEREST ACQ FIN	25,000.00	1,125.00	
EQUINIX INC	200,000.00	204,500.00	
FELCOR LODGING LP	125,000.00	130,781.25	
FERRELLGAS PARTNERS LP	98,000.00	73,990.00	
FREEPORT-MCMORAN C & G	25,000.00	23,000.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	25,000.00	25,327.50	
FRESENIUS MED CARE II	175,000.00	186,477.65	
FRONTIER COMMUNICATIONS	225,000.00	125,156.25	
GANNETT CO INC	25,000.00	25,814.00	
GENWORTH HOLDINGS INC	50,000.00	51,500.00	
GEO GROUP INC/THE	75,000.00	64,500.00	
GLP CAPITAL LP / FIN II	25,000.00	27,130.00	
GLP CAPITAL LP / FIN II	50,000.00	54,420.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	18,000.00	18,112.50	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	75,000.00	75,780.00	
GRIFFON CORPORATION	75,000.00	75,843.75	
GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	100,000.00	101,125.00	
GULFPORT ENERGY CORP	50,000.00	37,250.00	
HCA HEALTHCARE INC	25,000.00	26,250.00	
HCA INC	200,000.00	223,254.00	
HCA INC	100,000.00	110,166.00	
HCA INC	75,000.00	82,312.50	
HCA INC	150,000.00	165,750.00	
HUGHES SATELLITE SYSTEMS	125,000.00	135,000.00	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	250,000.00	257,675.00	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	50,000.00	54,500.00	
INFOR US INC	100,000.00	102,062.50	

INGLES MARKETS INC	25,000.00	25,593.75	
INN OF THE MOUNTAIN GODS	337,189.00	335,924.54	
INTL LEASE FINANCE CORP	300,000.00	327,408.93	
IRON MOUNTAIN INC	75,000.00	75,937.50	
ISTAR INC	75,000.00	75,946.87	
iStar Inc	25,000.00	25,625.00	
JC PENNEY CORPORATION IN	50,000.00	16,000.00	
JP MORGAN CHASE & CO	18,000.00	18,072.36	
JPMORGAN CHASE & CO	50,000.00	55,814.25	
JPMORGAN CHASE & CO	275,000.00	293,071.62	
JPMORGAN CHASE & CO	50,000.00	53,725.75	
KB HOME	25,000.00	28,125.00	
KENNEDY-WILSON INC	200,000.00	206,800.00	
KINROSS GOLD CORP	75,000.00	78,285.00	
L BRANDS INC	25,000.00	25,037.50	
L BRANDS INC	25,000.00	21,375.00	
LAMAR MEDIA CORP	25,000.00	25,593.75	
LENNAR CORP	200,000.00	205,750.00	
LENNAR CORP	100,000.00	107,625.00	
LEVEL 3 COMMUNICATIONS	50,000.00	50,522.50	
LEVEL 3 FINANCING INC	225,000.00	227,900.25	
LEVEL 3 FINANCING INC	25,000.00	25,523.75	
MATADOR RESOURCES CO	25,000.00	25,625.00	
MATCH GROUP INC	125,000.00	131,875.00	
MATTEL INC	25,000.00	19,499.50	
MEG ENERGY CORP	100,000.00	99,025.00	
MERCER INTL INC	25,000.00	25,937.50	
MERITAGE HOMES CORP	108,000.00	119,475.00	
MGIC INVESTMENT CORP	125,000.00	135,937.50	
MGM RESORTS INTL	100,000.00	104,250.00	
MGM RESORTS INTL	125,000.00	135,900.00	
MGM RESORTS INTL	25,000.00	27,968.75	
MGM RESORTS INTL	100,000.00	109,688.00	
MGM RESORTS INTL	25,000.00	27,250.00	
MICRON TECHNOLOGY INC	25,000.00	25,639.64	

MIDWEST VANADIUM PTY LTD	93,229.03	186.45	
MOOD MEDIA BORROWER LLC	101,777.00	86,510.45	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	150,000.00	157,312.50	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	25,000.00	25,531.25	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	25,000.00	25,875.00	
MURPHY OIL CORP	75,000.00	77,625.00	
MURPHY OIL USA INC	50,000.00	50,745.00	
NABORS INDUSTRIES INC	6,000.00	6,030.00	
NABORS INDUSTRIES INC	25,000.00	22,625.00	
NABORS INDUSTRIES INC	25,000.00	21,250.00	
NATIONSTAR MORT/CAP CORP	25,000.00	25,125.00	
NATIONSTAR MORT/CAP CORP	25,000.00	24,984.37	
NAVIENT CORP	25,000.00	26,531.25	
NAVIENT CORP	75,000.00	82,781.25	
NAVIENT CORP	75,000.00	79,875.00	
NAVIENT CORP	100,000.00	106,500.00	
NCR CORP	50,000.00	51,587.50	
NETFLIX INC	25,000.00	25,940.00	
NETFLIX INC	25,000.00	26,500.00	
NOBLE HOLDING INTL LTD	25,000.00	18,000.00	
NOKIA OYJ	50,000.00	50,758.50	
NRG ENERGY INC	75,000.00	81,187.50	
OASIS PETROLEUM INC	50,000.00	48,250.00	
OLIN CORP	25,000.00	26,125.00	
PACIFIC GAS & ELECTRIC	50,000.00	54,500.00	
PACIFIC GAS & ELECTRIC	50,000.00	54,000.00	
PACIFIC GAS & ELECTRIC	25,000.00	26,562.50	
PBF LOGISTICS LP/FINANCE	50,000.00	51,702.50	
PDC ENERGY INC	25,000.00	25,812.50	
PENSKE AUTO GROUP INC	125,000.00	126,875.00	
PENSKE AUTOMOTIVE GROUP	50,000.00	50,500.00	
QUEBECOR MEDIA INC	50,000.00	54,375.00	
QUICKSILVER ESCROW DEBT	50,000.00	0.00	
RADIAN GROUP INC	100,000.00	103,625.00	
RANGE RESOURCES CORP	25,000.00	23,312.50	

REYNOLDS GROUP HOLDINGS	34,653.74	34,783.69	
REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD	242,276.92	242,276.92	
RHP HOTEL PPTY/RHP FINAN	100,000.00	102,500.00	
ROSE ROCK MIDSTREAM/FIN	100,000.00	101,125.00	
SANCHEZ ENERGY CORP	75,000.00	4,359.37	
SBA COMMUNICATIONS CORP	25,000.00	25,375.00	
SCOTTS MIRACLE-GRO CO	50,000.00	52,562.50	
SERVICE CORP INTL	100,000.00	110,875.00	
SERVICE CORP INTL	25,000.00	26,812.50	
SESI LLC	25,000.00	18,562.50	
SINCLAIR TELEVISION GROU	25,000.00	25,375.00	
SLM CORP	100,000.00	102,625.00	
SLM CORP	50,000.00	52,875.00	
SM ENERGY CO	56,000.00	55,160.00	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	25,000.00	23,812.50	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	175,000.00	195,912.50	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	150,000.00	168,900.00	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	25,000.00	27,157.50	
SPRINT CAPITAL CORP	125,000.00	156,523.75	
SPRINT COMMUNICATIONS	25,000.00	26,562.50	
SPRINT CORP	250,000.00	281,250.00	
SPRINT CORP	25,000.00	27,687.50	
SRC ENERGY INC	50,000.00	50,250.00	
STEEL DYNAMICS INC	75,000.00	75,333.75	
SUBURBAN PROPANE PARTNRS	150,000.00	153,000.00	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	75,000.00	76,635.00	
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	150,000.00	141,000.00	
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	50,000.00	43,140.00	
SUMMIT MIDSTREAM PARTNER	125,000.00	92,589.37	
T-MOBILE USA INC	75,000.00	77,156.25	
T-MOBILE USA INC	225,000.00	229,500.00	
T-MOBILE USA INC	75,000.00	77,531.25	
T-MOBILE USA INC	25,000.00	25,804.75	
T-MOBILE USA INC	175,000.00	183,312.50	
TARGA RESOURCES PARTNERS	150,000.00	151,125.00	

	TARGA RESOURCES PARTNERS	25,000.00	26,000.00	
	TARGA RESOURCES PARTNERS	100,000.00	101,350.00	
	TECK RESOURCES LIMITED	50,000.00	51,870.85	
	TECK RESOURCES LIMITED	25,000.00	24,919.00	
	TELECOM ITALIA CAPITAL	25,000.00	26,093.75	
	TENNECO INC	25,000.00	21,062.50	
	TOLL BROS FINANCE CORP	50,000.00	50,250.00	
	TRANSDIGM INC	225,000.00	229,140.00	
	TRANSMONTAIGE PARTNERS	50,000.00	48,250.00	
	TRI POINTE GROUP INC	100,000.00	102,125.00	
	TRIUMPH GROUP INC	25,000.00	25,062.50	
	UNITED CONTINENTAL HLDGS	125,000.00	129,687.50	
	UNITED CONTINENTAL HLDGS	50,000.00	51,687.50	
	UNITED RENTALS NORTH AM	50,000.00	53,187.50	
	UNITED RENTALS NORTH AM	25,000.00	27,093.75	
	UNITED RENTALS NORTH AM	25,000.00	26,531.25	
	UNITED STATES STEEL CORP	25,000.00	22,218.75	
	US AIRWAYS 2012-2B PTT	17,458.67	18,365.35	
	VODAFONE GROUP PLC	25,000.00	28,750.49	
	WEEKLEY HOMES LLC/ FINAN	25,000.00	24,937.50	
	WEEKLEY HOMES LLC/ FINAN	25,000.00	25,125.00	
	WESTERN DIGITAL CORP	25,000.00	25,625.00	
	WHITING PETROLEUM CORP	25,000.00	20,187.50	
	WILLIAM LYON HOMES INC	25,000.00	26,062.50	
	WINDSTREAM CORP	76,000.00	16,720.00	
	WINDSTREAM SRVC/FIN	26,000.00	5,720.00	
	WINDSTREAM SRVC/FIN	46,000.00	46,805.00	
	WPX ENERGY INC	100,000.00	114,000.00	
	WPX ENERGY INC	25,000.00	25,500.00	
	YUM! BRANDS INC	150,000.00	155,625.00	
	ZAYO GROUP LLC/ZAYO CAP	175,000.00	181,125.00	
小計	銘柄数：247	20,608,419.83	20,767,073.52	
			(2,246,997,354)	
	組入時価比率：50.8%		100.0%	
合計			2,246,997,354	

(2,246,997,354)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

第3 その他特定資産の明細表(2019年9月17日現在)

特定資産の種類 (銘柄名)	数量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
貸付債権							
米ドル							
21ST CENTURY TRM B	156,288.78	86.75	135,580.51	89.00	139,097.01	3,516.50	
ABC SUPPLY TL B #2	70,135.62	98.48	69,075.59	99.68	69,911.60	836.01	
ACOSTA TRANCHE B-1 TRM	23,877.71	34.25	8,178.11	32.83	7,839.84	338.27	
ADIENT INITIAL TERM LOAN	18,750.00	97.54	18,289.06	98.25	18,421.87	132.81	
ADIENT INITIAL TL 02	6,250.00	97.54	6,096.35	98.25	6,140.62	44.27	
AIR METHODS CORP TRM	73,500.00	83.29	61,219.39	80.38	59,075.62	2,143.77	
ALERIS INTERNATI INI TRM	123,750.00	100.04	123,801.60	100.19	123,982.03	180.43	
ALLIED UNIVERSAL DD TRM	27,027.03	100.00	27,027.03	100.05	27,040.54	13.51	
ALLIED UNIVERSAL INI TRM	272,972.97	98.99	270,243.24	100.05	273,109.45	2,866.21	
ALTRA INDUSTRIAL TL	138,805.98	98.87	137,237.47	99.75	138,458.96	1,221.49	
AMERICAN ROCK INITIL TRM	238,948.17	96.50	230,584.98	100.00	238,948.17	8,363.19	
ARAMARK CORP TRM B-3	193,266.25	99.75	192,783.08	100.06	193,387.04	603.96	
ASURION 2L REPLA B-2 TRM	150,000.00	101.45	152,187.45	101.67	152,500.05	312.60	
ASURION REPLACE B6 TRM	23,778.19	99.93	23,763.32	100.43	23,879.24	115.92	
ASURION(LONESTAR) B4 IRL	61,482.09	100.03	61,500.53	100.47	61,770.31	269.78	
AVSC HOLD(PSAV) IN 1L #1	24,009.63	97.25	23,349.36	96.88	23,259.32	90.04	
AVSC HOLD(PSAV) IN 1L #2	23,897.22	97.25	23,240.04	96.88	23,150.43	89.61	
AVSC HOLD(PSAV) IN 1L #6	1,468.15	97.25	1,427.77	96.88	1,422.27	5.50	
AVSC HOLD(PSAV) INIT TRM	75,000.00	95.00	71,250.00	95.00	71,250.00	0.00	
BCP RENAISSANCE INI TL B	98,937.98	99.93	98,876.14	95.69	94,671.27	4,204.87	
BERRY PLASTICS TL Q	174,679.66	99.62	174,024.61	100.38	175,334.70	1,310.09	
BERRY PLASTICS TL R	48,875.00	99.21	48,490.10	100.22	48,981.93	491.83	
BERRY PLASTICS TRM U	50,000.00	99.68	49,840.90	100.43	50,214.30	373.40	
BIG RIVER STEEL TL	73,687.50	100.37	73,963.82	100.25	73,871.71	92.11	
BOYD GMNG REFINCNG TL B	230,138.98	99.77	229,609.66	100.24	230,682.33	1,072.67	
BRIGHT BIDCO REFIN TLB	99,137.72	67.75	67,165.80	51.83	51,386.35	15,779.45	
BRIGHT BIDCO REFIN TLB02	26,591.55	67.75	18,015.77	51.83	13,783.27	4,232.50	
BRIGHT BIDCO REFIN TLB03	21,273.24	67.75	14,412.62	51.83	11,026.62	3,386.00	
BUILDERS FIRST US TRM	51,415.71	99.48	51,150.61	100.04	51,434.06	283.45	
BURGER KING CORP TL B3#1	82,388.23	99.53	82,001.99	100.25	82,594.20	592.21	
BURGER KING CORP TL B3#2	60,505.55	99.53	60,221.17	100.25	60,656.81	435.64	
CAESARS ENTERTIMNT TRM B	81,833.33	99.67	81,563.28	99.95	81,794.95	231.67	
CALIFORNIA RESOURCES TRM	50,000.00	101.50	50,750.00	88.75	44,375.00	6,375.00	

CALIFORNIA RESOURCES TRM	250,000.00	95.50	238,750.00	92.00	230,000.00	8,750.00	
CAPITAL AUTOMOTVE B-2 01	204,685.65	99.41	203,491.71	99.63	203,918.07	426.36	
CENGAGE LERNNG ACQS B TL	358,889.67	95.87	344,085.47	95.90	344,175.19	89.72	
CENTURYLINK INC B TRM	295,500.00	98.72	291,744.78	99.75	294,761.25	3,016.47	
CHOBANI 1L CLOSIDATE TRM	194,300.15	98.87	192,114.27	99.05	192,454.29	340.02	
CITGO PETROLEUM TL B	23,812.50	100.00	23,812.50	100.19	23,857.14	44.64	
CITGO PETROLEUM TRM B	50,000.00	98.50	49,250.00	101.63	50,812.50	1,562.50	
CITYCENTER HLDGS TRM B	197,610.79	99.93	197,487.28	100.32	198,245.91	758.63	
CLEAR CHANNEL OUTD TRM B	25,000.00	99.50	24,875.00	100.28	25,068.75	193.75	
CLOUD PEAK ENERGY DIP TL	25,494.02	100.00	25,494.02	100.00	25,494.02	0.00	
CLOUD PEAK ENERGY RL	48,051.94	100.00	48,051.94	100.00	48,051.94	0.00	
COINMACH TL B 01	256,094.95	98.37	251,933.40	98.17	251,399.96	533.44	
COLUMBUS MCKINON TLB2	33,759.83	99.87	33,717.63	100.25	33,844.22	126.59	
CONSOLIDATED INIT TL 02	7,804.55	97.56	7,614.31	99.56	7,770.40	156.09	
CONSOLIDATED INITIAL TRM	41,322.31	97.56	40,315.07	99.56	41,141.52	826.45	
CSC HOLDINGS TL	320,937.50	98.95	317,594.29	100.05	321,097.96	3,503.67	
DAVIDS BRIDAL TAKEBACK#1	57,115.40	78.00	44,550.01	50.00	28,557.70	15,992.31	
DAYCO PRODUCTS LLC TRM	293,250.00	96.00	281,520.00	88.00	258,060.00	23,460.00	
DIAMOND SPORTS B TRM	25,000.00	99.50	24,875.00	100.22	25,054.70	179.70	
DONNELLEY FINANCIL TRM B	10,357.13	99.50	10,305.34	99.50	10,305.34	0.00	
DTZ CLOSING DATE TL	113,333.20	99.78	113,085.22	100.25	113,616.53	531.31	
DUN AND BRDST INITIAL TL	150,000.00	100.12	150,187.50	100.67	151,000.05	812.55	
EDELMAN FINANC IN TRM 2L	50,000.00	100.37	50,187.50	100.08	50,041.65	145.85	
ENVISION HEALTH INIT TRM	124,375.00	88.33	109,864.54	82.83	103,019.19	6,845.35	
EVERI PAYMENTS TRM B	71,741.44	100.04	71,770.13	100.14	71,843.95	73.82	
FINANCIAL&RISK DOLLAR TL	199,000.00	98.12	195,268.75	100.56	200,119.37	4,850.62	
FLEX ACQUISITION INI TRM	97,148.41	95.14	92,427.58	96.67	93,910.16	1,482.58	
FORMULA ONE NEW TL B	163,471.34	98.12	160,406.25	98.63	161,223.60	817.35	
FOUNDATION BUILDING B TL	124,375.00	99.37	123,597.65	99.88	124,219.53	621.88	
GATEWAY CASINOS INI TRM	297,000.00	97.75	290,317.50	98.69	293,101.87	2,784.37	
GENWORTH HOLDING INI TRM	123,437.50	100.75	124,363.28	100.38	123,900.39	462.89	
GLOBAL AVIATION 2ND LIEN	831.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
GOLDEN NUGGET TRM B	25,877.97	99.60	25,776.29	100.00	25,877.97	101.68	
GOLDEN NUGGET TRM B02	20,745.99	99.60	20,664.47	100.00	20,745.99	81.52	
HARBOR FREIGHT TRM	245,417.93	98.00	240,529.94	96.58	237,032.73	3,497.21	
HARLAND CLARKE TL01	149,510.26	83.40	124,691.55	80.25	119,981.98	4,709.57	
HEALOGICS INITIAL#1	119,062.50	78.00	92,868.75	74.13	88,255.07	4,613.68	
HELIX ACQUISITION 2L TRM	75,000.00	97.50	73,125.00	96.25	72,187.50	937.50	
HEXION HOLDINGS TL	300,000.00	99.50	298,500.00	99.69	299,062.50	562.50	
HUB INTERNATIONAL TL	98,750.00	98.24	97,012.59	98.98	97,741.96	729.37	
HUB INTERNATIONAL TL06	250.00	98.24	245.60	98.98	247.44	1.84	
IAA SPINCO TRM B	25,000.00	100.37	25,093.75	100.50	25,125.00	31.25	
INFORMATICA DOLLAR TL B1	20,073.15	100.28	20,129.59	100.28	20,128.35	1.24	
IQVIA INC TRM B3	124,060.16	99.60	123,569.12	99.88	123,905.08	335.96	
IRB HOLDING(ARBYS) TRM B	443,992.48	99.22	440,570.18	99.47	441,633.99	1,063.81	
IRB HOLDING(ARBYS)TLB 08	1,126.88	99.22	1,118.19	99.47	1,120.89	2.70	
J CREW INITIAL LOAN #1	6,491.82	88.43	5,741.20	91.75	5,956.24	215.04	
J CREW INITIAL LOAN #2	13,016.17	88.43	11,511.17	91.75	11,942.33	431.16	

J CREW INITIAL LOAN #4	4,327.36	88.43	3,826.68	91.75	3,970.35	143.67
KAR HOLDINGS NEW TLB4 01	53,632.48	99.81	53,531.91	99.94	53,598.95	67.04
KCA DEUTAG EXTENDED TL	123,001.89	73.00	89,791.37	66.00	81,181.24	8,610.13
KEANE GROUP INITIAL TRM	49,500.00	98.50	48,757.50	98.25	48,633.75	123.75
KLOECKNER PENTAPLST \$ TL	98,743.70	88.50	87,388.17	89.58	88,457.86	1,069.69
KSBR HOLDING (SABRE)TRM	24,937.50	100.87	25,154.45	100.13	24,968.67	185.78
LIBERTY CABLEVISIN 2L TL	51,056.35	95.50	48,758.81	95.50	48,758.81	0.00
LIBERTY CABLEVISIN B1L TL	125,000.00	99.00	123,750.00	99.08	123,854.12	104.12
LIFE TIME FITNESS #1 B	390,531.87	99.85	389,962.47	99.96	390,369.01	406.54
LIFE TIME FITNESS #9 B	996.25	99.85	994.80	99.96	995.83	1.03
LIONS GATE ENTERTA TRM B	88,350.00	99.28	87,714.94	99.44	87,853.03	138.09
LOWER CADENCE INI TRM	150,000.00	99.25	148,875.00	99.88	149,812.50	937.50
LUCID ENERGY INITIAL TRM	49,375.00	95.95	47,379.41	92.50	45,671.87	1,707.54
MALLINCKRODT 2018 IRL	134,870.21	89.58	120,821.18	75.50	101,827.00	18,994.18
MARRIOT OWNRSHP InitialTL	99,500.00	100.00	99,500.00	100.50	99,997.50	497.50
MATCH GROUP TL B	109,375.00	100.00	109,375.00	100.25	109,648.43	273.43
MAUSER PACKAGING TL	97,380.64	96.87	94,337.49	98.00	95,433.02	1,095.53
MAUSER PACKAGING TL 05	249.06	96.87	241.27	98.00	244.07	2.80
MCDERMOTT INTERNATNL TRM	296,250.00	99.75	295,509.37	93.06	275,697.65	19,811.72
MCGRAW HILL TRM B	250,000.00	96.06	240,169.98	94.30	235,750.00	4,419.98
MRO HOLDINGS INI TL02	5,128.12	99.62	5,108.89	97.75	5,012.73	96.16
MRO HOLDINGS INI TL03	2,519.18	99.62	2,509.73	97.75	2,462.49	47.24
MRO HOLDINGS INITIAL TRM	17,352.70	99.62	17,287.63	97.75	16,962.26	325.37
MULTIPLAN INITIAL TL	99,386.74	96.50	95,908.20	94.47	93,889.46	2,018.74
NATIONAL INTERGOV TRM	321,751.46	98.50	316,925.18	98.25	316,120.80	804.38
NAVISTAR B TRM	98,376.55	99.77	98,150.28	99.66	98,038.33	111.95
NUMERICABL USD TLB-11 TL	293,250.00	95.12	278,939.40	97.25	285,185.62	6,246.22
NUMERICABLE \$ TLB13 IRL	198,500.00	98.00	194,530.00	99.58	197,656.37	3,126.37
PANTHER BF AGGRE 2ND TLB	75,000.00	99.66	74,750.02	99.31	74,484.37	265.65
PARAGON OFFSHORE TL	1,633.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
PAREXEL INTER INITIAL TL	110,928.47	96.12	106,624.44	94.90	105,271.11	1,353.33
PEABODY ENERGY CORP TL B	23,180.59	99.58	23,083.99	99.56	23,079.17	4.82
PISCES MIDCO INITL TL	148,500.00	97.25	144,416.25	97.88	145,344.37	928.12
PRAIRIE ECI ACQUIOR TRM	174,562.50	100.25	174,998.90	97.67	170,489.43	4,509.47
PRESTIGE BRANDS B4 TRM	54,287.97	99.75	54,152.25	100.06	54,321.89	169.64
PRISO ACQUISI TL B	71,089.42	95.25	67,712.67	96.75	68,779.01	1,066.34
RADIATE CLOSING DATE TL	73,312.50	98.28	72,055.70	99.65	73,057.95	1,002.25
REYNOLDS GROUP US IRL	57,576.81	99.69	57,399.76	100.25	57,720.75	320.99
REYNOLDS GROUP US IRL #2	35,151.05	99.69	35,042.96	100.25	35,238.92	195.96
REYNOLDS GROUP US IRL #3	155,996.64	99.69	155,516.95	100.25	156,386.63	869.68
RHP HOTEL PROP B TRM NEW	123,182.40	99.90	123,066.85	100.06	123,259.38	192.53
RP CROWN PARENT INIT TLB	24,559.21	99.45	24,426.17	100.19	24,605.25	179.08
RR DONNELLEY & SONS TL B	248,750.00	98.87	245,951.56	99.44	247,350.78	1,399.22
SCIENTIFIC GAMES B5 TL01	99,021.66	99.27	98,303.75	99.38	98,402.77	99.02
SCIENTIFIC GAMES B5 TL02	23,918.66	99.27	23,745.24	99.38	23,769.16	23.92
SCIENTIFIC GAMES B5 TL06	312.03	99.27	309.77	99.38	310.07	0.30
SEMINOLE TRIBE REF TL	150,000.00	99.75	149,625.00	100.35	150,520.05	895.05
SEMINOLE TRIBE REF TL	248.74	100.07	248.93	100.35	249.60	0.67

SERTA SIMMONS INT TL #1	227,865.38	66.20	150,865.79	63.20	144,010.92	6,854.87
SERTA SIMMONS INT TL #2	64,634.62	66.20	42,793.48	63.20	40,849.07	1,944.41
SERTA SIMMONS TRM 2L	47,466.67	44.00	20,885.33	35.75	16,969.33	3,916.00
SERVICEMASTER COM C TRM	15,725.44	99.85	15,702.51	99.90	15,709.05	6.54
SINCLAIR TELEVI TRM B-2b	25,000.00	99.50	24,875.00	100.06	25,015.62	140.62
SINCLAIR TELEVI TRM B-2b	25,000.00	99.50	24,875.00	100.06	25,015.62	140.62
SMG US MIDCO 2 INI TRM	123,437.50	99.18	122,434.57	99.19	122,434.57	0.00
SPORTS AUTHORITY TRM B	35,172.56	0.10	35.17	0.10	35.17	0.00
STAPLES 2019 RFNIG B1 TL	274,312.50	95.92	263,120.55	98.84	271,140.89	8,020.34
STARFRUT InitalDoll TL#1	4,059.82	98.08	3,982.00	98.21	3,987.08	5.08
STARFRUT InitalDoll TL#2	20,877.68	98.08	20,477.51	98.21	20,503.61	26.10
STARS GROUP TRM 01	212,730.95	100.35	213,475.50	100.48	213,756.52	281.02
STARS GROUP TRM 02	17,897.82	100.35	17,960.46	100.48	17,984.10	23.64
SURGERY PARTNERS INIT TL	73,935.61	97.00	71,717.54	96.56	71,394.07	323.47
TACALA INVESTMEN 1L TRM	49,375.00	98.84	48,804.12	98.80	48,782.50	21.62
TEAM HEALTH INITIAL TL	122,187.50	89.66	109,561.49	84.20	102,881.87	6,679.62
TEMPO ACQUISITION INI TL	73,500.00	100.03	73,522.93	100.50	73,867.50	344.57
TEREX CORP U.S. TRM	48,875.00	99.54	48,651.00	99.69	48,722.26	71.26
TOWER ATMTVE 1ST TL01	27,841.34	100.00	27,841.34	99.97	27,832.65	8.69
TOWNSQUARE MEDIA TL B01	44,098.76	99.87	44,043.63	99.88	44,043.63	0.00
TRANSDIGM INC TL G	318,524.36	98.46	313,642.97	99.52	316,988.75	3,345.78
TRANSDIGM NEW TL E	93,056.83	98.49	91,651.67	99.46	92,558.32	906.65
TRANSDIGM NEW TL F	166,360.14	98.79	164,352.00	99.71	165,884.84	1,532.84
TRIBUNE INITIAL TRM B	5,557.69	99.80	5,546.57	99.88	5,550.74	4.17
TRIBUNE INITIAL TRM C	69,269.53	99.75	69,096.35	99.81	69,136.74	40.39
UFC TRM 1ST LIEN	73,560.90	100.07	73,616.07	99.88	73,468.94	147.13
UNIFRAX USD TERM LOAN	124,375.00	96.25	119,710.93	94.00	116,912.50	2,798.43
UNITED SITE INI TRM 1L	147,280.45	99.75	146,912.24	100.13	147,464.55	552.31
UNITED SITE INI TRM 1L#2	375.72	99.75	374.78	100.13	376.18	1.40
UNITED SITE INI TRM 2L	100,000.00	97.93	97,937.50	97.83	97,833.30	104.20
USI HOLDINGS INITIAL TRM	98,373.45	98.12	96,528.94	98.92	97,307.77	778.83
VALEANT PH F4 TR B #1 TL	58,607.16	100.05	58,636.46	100.42	58,851.37	214.91
VALEANT PHM FIRST IRL TL	112,500.00	99.72	112,185.00	100.25	112,781.25	596.25
VERSCEND TRM B LOANS	49,625.00	100.15	49,702.51	100.25	49,749.06	46.55
VERTIV GROUP TRM B	175,000.00	94.37	165,156.25	94.75	165,812.50	656.25
WERNER INTER INI TRM	49,125.00	96.25	47,282.81	97.00	47,651.25	368.44
WERNER INTER INI TRM	200,000.00	98.20	196,404.09	97.00	194,000.00	2,404.09
WESTERN DIG US TRM B-4	32,489.33	99.00	32,164.43	99.58	32,353.94	189.51
WILSONART TRANCHE D TL01	234,633.82	97.90	229,721.05	97.54	228,865.81	855.24
WINDSTREAM SERVICES TRM	125,000.00	100.00	125,000.00	100.00	125,000.00	0.00
WOODFORD EXPRESS INI TRM	172,812.50	98.08	169,500.20	94.42	163,163.85	6,336.35
ZEKELMAN INDUSTRIES TL	120,336.93	99.85	120,156.42	99.96	120,286.74	130.32
小計			17,058,661.09		16,946,090.85	112,570.24
銘柄数：171			(1,845,747,129)		(1,833,567,029)	(12,180,100)
組入時価比率：41.5%					100.0%	
貸付債権計			1,845,747,129		1,833,567,029	12,180,100
			(1,845,747,129)		(1,833,567,029)	(12,180,100)

					100.0%		
合計			1,845,747,129		1,833,567,029	12,180,100	
			(1,845,747,129)		(1,833,567,029)	(12,180,100)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年9月30日現在

資産総額	8,760,768,012円
負債総額	4,370,865,314円
純資産総額（ - ）	4,389,902,698円
発行済口数	4,681,762,316口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9377円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとする。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年8月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,015	27,315,094
単位型株式投資信託	175	929,775
追加型公社債投資信託	14	5,087,312
単位型公社債投資信託	429	1,730,185
合計	1,633	35,062,367

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		15	15
流動資産計		102,937	98,917
固定資産			
有形固定資産		874	714
建物	2	348	320
器具備品	2	525	393
無形固定資産		7,157	6,438

ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		0		-	
投資損失引当金		-		707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

区分	注記 番号	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			86,078		86,924
資本剰余金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33

その他有価証券評価差額金		11		33
純資産合計		86,090		86,958
負債・純資産合計		126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,907	119,196
運用受託報酬		26,200	21,440
その他営業収益		338	355
営業収益計		142,447	140,992
営業費用			
支払手数料		45,252	42,675
広告宣伝費		1,079	1,210
公告費		0	0
調査費		30,516	30,082
調査費		5,830	5,998
委託調査費		24,685	24,083
委託計算費		1,376	1,311
営業雑経費		5,464	5,435
通信費		125	92
印刷費		966	970
協会費		79	86
諸経費		4,293	4,286
営業費用計		83,689	80,715
一般管理費			
給料		11,716	11,113
役員報酬		425	379
給料・手当		6,856	7,067
賞与		4,433	3,666
交際費		132	107
旅費交通費		482	514
租税公課		1,107	1,048
不動産賃借料		1,221	1,223
退職給付費用		1,110	1,474
固定資産減価償却費		2,706	2,835
諸経費		9,131	10,115
一般管理費計		27,609	28,433
営業利益		31,148	31,843

	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
經常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
						別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840

株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰 越 利益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位:百万円)

	評価・換算差額等
--	----------

	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>								

<p>5. 消費税等の会計処理方法</p> <p>6. 連結納税制度の適用</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理していません。</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>
---	--

【未適用の会計基準等】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。	

税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	735	評価性引当額	1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.2%	外国税額控除	0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借 入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息 の支払	2	未払費 用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2019年8月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
-------	-----------------------	----------

野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
----------	-----------	---------------------------------

* 2019年8月末現在

(3) 投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)	46,096,652.85ドル	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録され当該法律の定める範囲内で行なう投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 2019年6月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金 : 10,000百万円
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津村 健二郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月11日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・ボンド&ローン・ファンドの2019年3月16日から2019年9月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・ボンド&ローン・ファンドの2019年9月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。